

1905年竹島編入直前のロシア側資料についての一考察

山崎 佳子

1) ロシア側資料に関する韓国側の主張

竹島問題を考える上で重要な点に、ロシアの竹島認識がある。フランス、イギリスに続き 1854 年、ロシアは軍艦パラルダ号によって竹島を発見し、西島を「オリヴツァ」、東島を「ミネライ」と名付け、1857 年に海軍が作成した海図にその詳細が記載された。⁽¹⁾ 言うまでも無く、日本・韓国・北朝鮮とともに日本海に面しており、そもそも竹島は、日露戦争の際日本海海戦の主戦場となった地域である。またロシアは 1896 年に朝鮮政府から鬱陵島の伐採権を租借するなど、日韓の竹島関連歴史資料にしばしば登場する。しかしロシア側資料はこれまで余り研究されておらず、例えば第二回研究会報告で、ある蒐集家からお借りした 1880 年から 1905 年にかけての欧米の地図 30 枚のうち、その 7 割以上が竹島を日本領とし（残りは所属が不明。韓国領とするものは皆無）ていたことを報告したが、その中にロシア製地図は含まれていなかった。

ロシアに関する資料についてはこれまで 1857 年の海図『朝鮮東海岸海圖』以外には外務省『困難船及漂流救助雑件 韓国之部 第八卷』等が知られており、前者については韓国側はロシアが竹島を朝鮮領だとした、また後者については一部の日本人研究者によって、明治政府が竹島を韓国領だと認識していた証拠だとの主張がそれぞれなされた。⁽²⁾

しかし、いずれの主張についても、「海図や水路誌は海上での安全航行のために作製されたもので、領有権を示す資料ではないこと、また、この韓国民がロシア商船によって救助された事件の現場である「松島」が、韓露間の外交文書（旧韓国外交文書編纂委員会『旧韓国外交文書』）により、竹島ではなく鬱陵島であることが、それぞれ島根県 Web 竹島問題研究所の研究結果として既に報告、実証的に論破されている⁽³⁾。にも関わらず、韓国側がこうした誤謬に基づく誤った見解を訂正する動きはなく、相変わらず非論理的な主張が繰り返されている。⁽⁴⁾

さらに今年に入って、韓国側からあらたなロシア語資料についての報道がなされ、1892 年のロシア外交官の出版物（ミハイル・アレクサンドロビッチ・ポジオ『韓国概観』）の添付地図で竹島を韓国の領土と明示されたとの主張であった⁽⁵⁾。しかしこれについても、竹島資料室で原著を確認し、そうした事実が無い、つまり添付地図では竹島を韓国の領土と明示されている訳ではないことが報告された（第三回研究会資料）。

その後、ある協力者から、この資料を調査する過程において新たなロシア側資料が発見されたとの情報提供があり、さらに最近ロシア人研究者等の協力が得られ、一部ではあるが翻訳し、その結果重要な事実が判明したので、以下に報告する。

2) ロシア大蔵省『韓国誌』（1900）（資料 A）

本書は帝政ロシア大蔵省（Министерства Финансовъ.）により 1900 年にモスクワで出版された、官撰図書である。3 巻から成るうちの第一巻第二章に地理に関する記述があり、韓国（当時は大韓帝国）の東端を東経 130 度 54 分として鬱陵島までをその領域に含め、竹島（東経 131 度 52 分）を除外している。（p73）（最南端を済州島南にある（離島の）馬羅島としていることも注目すべき点である。）

第二章 韓国の地理的概要

韓国の位置及び面積 韓国はアジア大陸の北東周辺〔末端〕に位置し、いわゆる朝鮮半島及びその周りにある多数の島々を占めている。朝鮮国の最北地点は豆満江の左支流である琿春河が豆満江に注ぎ入るところの近くにあり、北緯 43 度 2 分に当たる。最南の地点は Giffard 島で北緯 33 度 7 分に位置する。最東の地点はダジェレット〔ダジュレー〕島で、グリニッジ子午線を基準とすれば東経 130 度 54 分である。最西の地点は鴨緑江河口の近くにあり、グリニッジ子午線を基準とすれば東経 124 度 34 分に当たる。

また、鬱陵島の記述を確認したところ、一頁にわたって竹嶼を含む詳細な記述があるものの、竹島についての言及は無い。(p142) さらに第三巻付属の韓国図においては、鬱陵島(ウルルンド(Уль-нынъ-до)/マツシマ(Мацушима)/ダジュレー(Дажелеть))とその付属島である竹嶼(ブツソール岩(Ос Вусоль))までを韓国領と明示し、竹島(オリヴツァ(Оливуца) & ミネライ(Менелай))をそのあるべき位置から削除している。(対馬は韓国領土と異なり白塗りで、韓国の領域外と明示されている。)

以上のことから、1900年のロシアは竹島を韓国の領域外と認識していた事がいえる。(ちなみに本書は明治政府による日本語訳がある。(『韓国誌』露国大蔵省編、農商務省山林局抄訳、[東京]:農商務省山林局、明38:7)ただし、地理の章は訳されていない。)

3) 「旧韓国外交文書」韓国船遭難事件(1898) (資料B)

1800年代に入り、シーボルトの日本図にアルゴノート島が「竹島」、ダジュレー島(鬱陵島)が「松島」、と記載されたことをきっかけに、西洋地図において鬱陵島が松島とも記載されるようになった。(日本の地図もその影響を受け、明治初期の日本では松島という、鬱陵島以外に森林資源の豊富で開拓可能な島が日本寄りにもう一島あると考えられるようになった。竹島の古来の呼び名である松島と混同され、混乱をよんだことは周知の事実である。)ロシアも、前述の官撰図書『韓国誌』(1900)付属地図において鬱陵島を韓国名「ウルルンド」、西洋名「ダジュレー」、日本名「マツシマ」を併記していた。

1898年、釜山から鬱陵島へ向かう韓国人の一行が鬱陵島付近で難破し、ロシア商船によって救助され、長崎経由で釜山へ搬送された。韓国側の資料には、ロシア側文書の原文と大韓帝国外部(=外務省)による漢訳がある。そのロシア側文書の鬱陵島の記述は以下のようになっている。

- ・「острова Мацушима(マツシマ島)」(1031号)
→大韓帝国の漢訳では「日本맛주시마(マツシマ)島」と「マツシマ」にわざわざ「日本」をつけ加えている。
- ・「「Дажелеть」(ダジュレー(ート))」(1072号)

1896年9月、ロシアは豆満江上流地域・鴨緑江上流地域・鬱陵島・茂山の森林伐採権を朝鮮政府より取得した。伐木に関する件で、1897年のロシア側外交文書では「о-вѣ Дажелеть」(ダジュレー島)(808号文書)、「островѣ Дажелеть(Уль-лен-до)」(ウルリェンド島(ダジュレー)) (824号文書)、「островѣ Уль-лен - до(Дажелеть)」(858号文書)と表記された。このように大韓帝国外部はいずれも「鬱陵島」と漢訳しており、ダジュレーが鬱陵島であることは認識していたと考えられる。

以上、1897年から1898年間の露韓間外交文書において、ロシアが公的にもこの三つの呼称を使用していたことが確認できた。なお、同事件は漂流民を一時受け入れた日本側の資料にも記録がある(外務省『困難船及漂流民救助雑件 韓国之部 第八巻』)⁽⁶⁾。ロシア側文書は収録されていないものの、「釜山より平海鬱陵島へ航行の途中、風波のため韓国松島沖に漂流中」とするなど、日露間でも「鬱陵島」と「マツシマ」がどちらも使用されていた事がうかがえる。なお韓国側では、明治期の松島も江戸時代の松島、つまり現竹島とすべて解釈する傾向にあるが、これは誤りである。事実、本件における韓国船の沈没・救出地点は鬱陵島であり、現竹島ではない。

4) 結論と考察

以上、官撰資料であるロシア大蔵省『韓国誌』の記述と付属図から、ロシア政府が韓国の領域を鬱陵島までとし竹島を明確に除外していた事実、また、1897年から1900年のロシアの公文書において、同国が鬱陵島の呼称を韓国名「ウルルンド」、西洋名「ダジュレー」、日本名「マツシマ」と混用していた、つまり明治期のロシアの呼ぶ「松島」は鬱陵島である事、が確認された。海図『朝鮮東海岸海圖』(1857)、ポジオ『韓国概観』(1892)、外務省『困難船及漂流民救助雑件 韓国之部 第八巻』等がロシア及び日本が竹島を韓国領と認識していた証拠である、との韓国側の誤謬に基づく誤った主張は、これらの資料をもって改めて否定されることとなった。

5) 今後の課題

以上のように、ロシアが竹島を韓国領として認識していなかった事がロシアの公的資料から明確になったが、どの国に属すると認識していたかを示す資料は見つかっていない。ロシア側資料の研究はその緒に就いたばかりであり、今回紹介した資料のより精緻な研究と、更なるロシア語並びに朝鮮と深いつながりのあるフランスをはじめとする各国資料（特に官撰・官製）の収集・解読が必要である。

また、ロシア並びに西洋諸国、そして明治期の日本が、存在しないアルゴノート島を「竹島」、また特に鬱陵島を「松島」として日本名で地図上に標記し呼び始めた事は、本来は韓国領である鬱陵島の所属を不明瞭、もしくは日本領と誤認させる契機になった可能性がある。実際、1898年にロシア側から漂流民についての連絡を受け取った韓国外部は自国領鬱陵島であるロシア側文書中の「マツシマ」を、「日本マツシマ」と翻訳している（資料B、1031号）。ドイツのスティラー等 1800年代後半の西洋地図の多くは竹島だけでなく、鬱陵島も日本領として明示しており、所属が明確でないものを除くと、鬱陵島を韓国領と明示するものを数の上で凌駕している。朝鮮寄りの一島（アルゴノート）以外の島々（ダジュレーとリアンクール）は日本領、とされた可能性もあるが、この点を明確にするために、更なる資料の収集・解読が必要である。

さらに、ロシア大蔵省『韓国誌』（1900）に限らず、1905年以前はもとより、1948年まで日本、そして韓国自身を含めた各国の地誌等の韓国の東端の記述において、竹島（東経 131 度 52 分）を含んだものは確認されていない。ただし、1905年以前の記述の多くは豆満江の河口付近である東経 130 度 35 分となっており、厳密には朝鮮国及び韓国の領域ではなく朝鮮半島の東端であり、鬱陵島を除外している。その後 1905 年を境に東経 130 度 58 分と、鬱陵島を含む記述が増加する。^(参考3) これら各国地誌の記述も、1800 年代後半の西洋地図において鬱陵島までが日本領とされたことに寄与するのではないかと推察される。この点についての研究も今後の課題である。

以上のように、1905年2月以前のロシアを初めとする各国の竹島に関する認識は、資料に基づいていえば日本領、もしくは不明であったとみなすのが妥当であり、明確に韓国領とするものは日韓の資料を含め現在までに見つかっておらず、現在の日本政府の「固有の領土論」または 1905 年における明治政府の「無主地先占」理論を否定するものではない。以上の課題をさらに研究し、当時の竹島を巡る世界状況を実証的により明確にすることによって、朝鮮政府に通告せずに行った竹島の領土編入を「日露戦争で東海（トンヘ）を通過するロシア艦隊を監視する望楼を設置するために独島が必要だと判断した日本政府が「工作」を行った」（内藤正中、ハンギョレ新聞記事 2008 年 5 月 21 日）、「独島は日本の韓国侵略に対する最初の犠牲」（卞榮泰・外務部長官の「声明」、1954）といった、竹島問題を国際司法裁判所において平和裏に解決せんとする日本の主張を故意に帝国主義的領土拡張と結びつけて糾弾し、自国のナショナリズムを煽るような韓国側の、事実誤認の非論理的主張を論駁することに資すると考える。

注

- (1) ロシア海軍「Восточнаго Берега Полуострова Кореи」（朝鮮半島の東岸）（1857）は、海軍水路寮が「朝鮮東海岸図」として 1876 年に翻訳・出版している。この翻訳版日本製海図についても「日本が竹島を朝鮮領だと認識していた証拠である」との主張が韓国側からなされるが、島根県Web竹島研究所は「一般に、海図は航行の安全のために海岸線、島嶼、水深などの情報を記載したもので、表題も対象となる地域の代表的な地理的呼称が付けられます。朝鮮東岸図 という表題であるからといってこの図に描かれた地域が朝鮮に政治的法的な意味で属することを示すわけではありません。この海図にはロシアのウラジオストク 周辺も詳しく描かれていますし、原題ではもっと端的に「朝鮮半島」東岸とされています。」と反論している。（「2008 年 8 月のご意見」に対する回答）
- (2) 池内敏氏は外務省外交史料館に残された漂流民救助についての日本外務省史料を紹介し、遭難現場である「韓国松島」について、「右にいう「韓国松島」は、報告の記述に従えば竹島・独島のことを指しているのが明らかである。」（「日本の西北境界」『史林』、2007）とし、朴炳涉（半月城）氏も「ここで「韓国松島沖」の位置ですが、釜山と鬱陵島とを結ぶ航路において遭難しそうな「松島沖」は、現在の竹島＝独島以外には考えられません。（中略）したがって外務省の公文書に書かれた「韓国 松島」は現在の竹島＝独島をさすと見て差しつかえありません。池内教授もその

ような見方でした。」(半月城通信No.128) としている。

(3) 船杉力修氏は「しかしながら、最終報告書でも触れましたが、海図や水路誌は海上での安全航行のために作製されたもので、領有権を示す資料ではありません。実際イギリス海軍作成の『支那海水路誌』などをもとにわが国の水路部が作成した『朝鮮水路誌』(1894年、明治27年)では、現在の竹島は函館へ向かい日本海を航行する海路にあたるので大変危険であると、航行に注意を喚起しています。また国際法によれば、領有権を示すためには、現在の竹島で、韓国政府が実際に行政権を行使していたことを示す資料を提示する必要があります。しかしこれまでのところ韓国政府をはじめ、韓国側の研究ではそうした資料は一切提示されていません。今回江津市で発見された海図によって、イギリス海軍が刊行したわが国の海岸を描いた海図にも、現在の竹島が記されていることが新たに分かりました。つまり、今回の資料の発見によって、韓国側の主張、ロシアが現在の竹島を韓国領と把握していたという主張には、根拠がないことが改めて明らかとなりました。」とし、さらに高麗大学校亜細亜問題研究所『旧韓国外交文書』17巻ロシア編にかかれた史料を紹介し、「露韓両国の外交文書で記された「マツシマ」は現在の竹島ではなく、鬱陵島のことだったのです。」と反論した。(2007年9月28日付Web竹島研究所報告「日本海沿岸海図(1897年英国製の複製)の発見」、「旧韓国外交文書」にみる松島)

(4) 島根大学名誉教授内藤正中氏もこの「韓国松島」を現竹島とし、明治政府が竹島を韓国領と認識していた証拠だとした。(2007年11月東京大学東洋文化研究所で開催されたシンポジウムでの見解。) また英字新聞Korea Herald誌は、2010年3月3日付記事で「Dokdo was also recognised as Korean territory on many old European maps such as 'Royaume de Coree' by French royal geographer Jean Baptiste Bourguignon D'Anville in 1737, 'Map of Joseon's Eastern Seashore' by the Russian Navy Hydrographic Service in 1857 and 'Kang Neung' by the French Army Map Service in 1904.」と報道した。

(5) 「1892年に出版されたロシア外交官ポジオの著書は、ロシアで韓国に関する最初の著作として1895年ドイツ語で翻訳出版された。ポジオの著作に添付された地図には、西島をオルリブチャ(Оливца)、東島をメネルライ(Менелай)と表記し、独島を韓国の領土に正確に含ませた。」(韓国北東アジア歴史財団HPより)

(6) 外務省『困難船及漂流民救助雑件』朝鮮国之物、第八卷
中房第八〇五號
韓国漂流民送還報告

韓国江原道平海鬱陵島人
白汝玉
金乃益
.....
内人七名
小児七名

右ハ韓曆三月十五日 釜山ヨリ平海鬱陵島へ航行ノ途 風波ノ為メ韓国松島沖ニ漂流中
四月十四日 同所ヲ通過シタル露国汽船「ピータスボルグ」號ニ救助セラレ候由ニテ 当
港駐節露国領事ヨリ右漂流民韓国へ引渡方依頼シ来リ候ニ付 内務大臣ニ伺出候処 漂流民取扱
手続ニ準ジ取計フヘキ旨 指令相成候ニ付 去六日 右漂流民本廳ニ引受ノ 露国領事ト協議ノ
上 同国ノ費用ヲ以テ 翌七日出帆ノ露国汽船「バイカル」號ニテ本国へ送還候事ニ相定メ
且 露国領事ノ依頼ニ依リ 在釜山帝國領事ニ宛テ右漂流民ヲ韓国政府ニ引渡方 可取計旨ノ
書面ヲ作り バイカル號船長ニ託シテ 同釜山領事ニ送付ノ為メ 当廳ヨリ露国領事へ送致
致候条 此段及御報告候也

追テ 漂流民 当廳引受後 バイカル號へ引渡迄ニ要シタル費用ハ日本政府ニテ負担スヘキ
モノト思考致候条 此段為念申添候

明治三十一年五月十六日

長崎縣知事 小松原英太郎

外務大臣男爵 西徳二郎殿)